

21 国際第 5 6 7 号

関税割当公表第 61 号

平成 21 年度下期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）の
関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 13 条第 1 項の規定の適用を受けるもの及び関税暫定措置法施行令（昭和 35 年 3 月 31 日政令第 69 号）第 3 条に規定するところにより飼料用に供するものを除く。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成 21 年 9 月 10 日

農 林 水 産 省

記

第 1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用 途

(1) コーンスターチ用

ア 糖 化 用

イ 一 般 用

ウ 新規用途用

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用

(3) コーンフレーク用

(4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用

(5) その他用

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成 22 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成21年10月1日(木)から同年10月9日(金)まで

ただし、エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給するエチルアルコール又は蒸留酒用とうもろこし関税割当申請限度内示書(以下「内示書」という。)の交付日から7日以内(なお、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合には、それらの数量についても、関税割当申請の対象となる。)

- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格

- 1 コーンスターチ用については、コーンスターチ製造業者であって、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者

(1) 関税割当申請書を提出する日において、コーンスターチ(一般用の用途に使用されるものについては、水分13.5パーセント以下、蛋白質の含有量0.35パーセント以下のものに限る。)の製造設備を有する者

(2) コーンスターチの製造数量が確実に把握できると認められる者

(3) コーンスターチの販売計画等からみて、コーンスターチを糖化用、一般用及び新規用途用に使用又は販売することが確実に認められる者

- 2 エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する内示書の交付を受けた者

- 3 コーンフレーク用については、関税割当申請書を提出する日においてコーンフレークを製造する設備を有する者であって、皮と胚芽を取り去ったとうもろこしの殻粒を使用するコーンフレーク製造業者

- 4 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者

(1) 関税割当申請書を提出する日においてコーングリッツ、コーンミール又はコーンフラワーの製造設備を有する者

(2) とうもろこしを使用して、コーングリッツ、コーンミール又はコーンフラワーを製造する者であって、製品をコーンスターチ用に使用又は販売することの

ない者

5 その他用については、次に掲げる者（輸入商社を除く。）

(1) 粒飼用

粉碎その他の加工をしておらず、他の物品を加えていないとうもろこしを輸入し、粒飼用に供するために販売する飼料販売業者又はこれらの者を構成員とする団体であって、生産局長が適当と認める者

(2) 菓子用

関税割当申請書を提出する日において、とうもろこしを菓子用として製造する設備を有する者であって、割当てを受けたとうもろこしを菓子用の原料として使用することが確実と認められる者

第5 関税割当申請書に添付すべき書類等

1 関税割当申請書に添付すべき書類（個別）

(1) コーンスターチ用については、糖化用、一般用及び新規用途用の用途別に次に掲げる書類を添付すること。ただし、平成21年度上期における割当実績を有する者であって、その後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別のとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量及び使用実績数量を記載した書類（別記様式1及び2）

イ 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別の原料入手状況を記載した書類（別記様式3）

ウ 平成21年10月1日から平成22年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量並びに製品の販売計画数量及び使用計画数量を記載した書類（別記様式4及び5）

エ 下記の書類又は資料

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

(エ) 工場工程見取図

- (オ) コーンスターチ製造機械一覧表（別記様式6）
 - (カ) 会社の登記事項証明書（個人の場合にあっては住民票）
- (2) エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する 内示書
- (3) コーンフレーク用については、次の書類を添付すること。

ただし、平成 21 年度上期における割当実績を有する者であって、そのエの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの期間における上期、下期別のとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式 1 及び 2）

イ 平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式 3）

ウ 平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式 4 及び 5）

エ 下記の書類又は資料

- (ア) 工場名及びその所在地を記載した書類
 - (イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）
 - (ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
 - (エ) 工場工程見取図
 - (オ) 主要機械の機能別表（別記様式 10）
 - (カ) 会社の登記事項証明書（個人にあっては、住民票）
- (4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成 21 年度上期における割当実績を有する者であって、その後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの期間における上期、下期別のとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式 1 及び 2）

イ 平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの期間における原料入手

状況を記載した書類（別記様式3）

ウ 平成21年10月1日から平成22年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式4及び5）

エ 下記の書類又は資料

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要機械の機能別表、製品の用途別収量、粗脂肪含有量別生産収率（別記様式7、8及び9）

(カ) 会社の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

(5) その他用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成21年度上期における割当実績を有する者であつて、その後エ又はオの書類の内容に変更のないものは、エ又はオの書類の添付を必要としない。

ア 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別のとうもろこしの使用（粒飼用にあつては、販売。以下同じ。）実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式1及び2）

イ 平成21年4月1日から平成21年9月30日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式3）

ウ 平成21年10月1日から平成22年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式4及び5）

エ 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

オ 下記の書類又は資料（菓子用のみ）

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）

- (ウ) 製品名
- (エ) 工場工程見取図
- (オ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
- (カ) 主要機械の機能別表（別記様式 10）

2 関税割当申請書に添付すべき書類（共通）

第1の用途に従って割当てを受けたとうもろこしを当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書（申請者が団体にあっては、その構成員の誓約書を含む。）

第6 割当基準

1 コーンスターチ用については、糖化用、一般用及び新規用途別に、とうもろこしの使用（又は製品販売）実績数量、使用（又は製造販売）計画数量等を勘案して割り当てる。

なお、関税割当てに係るとうもろこし以外の輸入とうもろこし（加工したものを含む。）及び輸入こうりゃん等を原料としてでん粉を製造した者には割当てをしないことがある。

2 エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する内示書の関税割当申請限度の範囲内で申請のあった数量を割り当てるものとする。

3 コーンフレーク用については、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間におけるとうもろこしの使用実績数量及び平成21年10月1日から平成22年3月31日までの期間における使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

4 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、

(1) 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間におけるとうもろこしの使用（又は製品販売）実績数量

(2) 関税割当申請書を提出する日における製造能力

(3) 平成21年10月1日から平成22年3月31日までの期間における使用（又は製造販売）計画数量等を勘案して割り当てる。

5 その他用については、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間におけるとうもろこしの使用（又は販売）実績数量及び平成21年10月1日から

平成 22 年 3 月 31 日までの期間における使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第 7 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者がどうもろこしの関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第 8 報告等

- 1 コーンスターチ用どうもろこしの割当てを受けた者は、生産局長の定めるところにより、どうもろこしの輸入計画書、どうもろこしの輸入計画変更（実績）報告書、どうもろこしの使用実績、製品の用途先別販売実績及び自家使用実績等を生産局長に報告するものとする。
- 2 コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用のうちのその他菓子用に使用されるとどうもろこしの割当てを受けた者は、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）の定めるところにより、どうもろこしの使用実績及び製品の生産・販売（消費）実績等を総合食料局長に報告するものとする。

第 9 内示書の交付申請

エチルアルコール及び蒸留酒用の内示書の交付申請については、酒税法及び酒類行政関係事務マニュアルの制定について（事務運営指針）（平成 21 年 6 月 26 日付課酒 1-22 ほか 5 課共同）別冊第 8 章第 6 節の 1 関税暫定措置法関係事務の定めるところにより、国税庁長官に行うものとする。

第 10 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は 2 通（どうもろこし等の関税割当制度に関する省令第 1 条）とし、その他の添付書類の提出部数は 1 通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成 15 年 6 月 30 日付け 15 総合第 1316 号（平成 18 年 7 月 31 日付け 18 国際第 488 号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。（どうもろこ

- し等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第5条）
 - 5 コーンスターチ用とうもろこしに係る、関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める数量（以下「関税割当政令数量」という。）と第1の2の割当数量（別途公表）との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成22年1月31日までに返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合には、それを加えた数量）の割当てについては別途公表（第2次公表）する。
 - 6 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用とうもろこしに係る関税割当政令数量と第1の2の割当数量（別途公表）との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成21年12月31日までに返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合には、それを加えた数量）の割当てについては別途公表（第2次公表）する。
 - 7 コーンフレーク用及びその他用とうもろこしについて、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成21年12月31日までに返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合の割当てについては別途公表（第2次公表）する
 - 8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。

(別記様式1)

とうもろこしの期別使用実績数量等一覧表

氏名又は名称

(単位：トン)

区分	国産品		輸入品		合計	
	期初在庫	使用数量	期末在庫	期初在庫	使用数量	期末在庫
20年度下期						
21年度上期						
計						

(注) 粒飼用については、使用実績数量を販売実績数量に読み替えるものとする。

(別記様式2)

製品の販売実績及び自家使用実績一覧表

氏名又は名称

(単位：トン)

用途区分	販売先(自家使用)		販売(自家使用)実績数量	
	住所	氏名又は名称	19年度下期	20年度上期
				計

(注) 1. 販売先は主たる販売先以外はその他として一括記載して差し支えない。

2. 販売先及び販売数量は中間業者経由で販売する場合は中間業者より聴取する等確認の上記載すること。

3. コーンスターチ用にあつては、

(1) 用途区分は、(a)糖化製品 (b)せん維 (c)製紙 (d)段ボール (e)化工でん粉 (f)水産ねり製品 (g)医薬 (h)ビール

(i)グルタミン酸ソーダ (j)その他食用 (k)その他 別に記載すること。

(2) 自家使用については、販売先欄にその旨を記載すること。

(別記様式3)

平成 年度 期 ○○用原料とうもろこし入手状況

氏名又は名称

用途区分	産地及び種類	本船名	入港月日	疫検くん蒸の有無	輸入商社名	通関名義人	通関月日又は受入月日	数量(kg)	左の関税額(円)	備考
一次関税率により輸入したもの	小計									
二次関税率により輸入したもの	小計									
その他の方法により輸入したもの	小計									
	合計									

(注) 1. 「その他の方法により購入したもの」欄には、国内産とうもろこし等につき記載するものとし、国内産とうもろこしについては「輸入商社名」欄に購入相手先の氏名又は名称、「通関月日又は受入月日」欄に購入日、「左の関税額」欄に購入金額をそれぞれ記入

2. 本表に記載した原料入手数量等については、これを明確にする書類を添付すること。

3. 粒飼用については、備考欄に輸入価格 (CIF、円/t) を記入

(別記様式4)

とうもろこしの使用計画数量

氏名又は名称

(単位：トン)

	国産品使用 計画数量	輸入品使用計画数量(とうもろこしベース)		合計
		一次関税率によるもの	二次関税率によるもの	
21年 10月				
11月				
12月				
22年 1月				
2月				
3月				
計				
期末在庫				

(注) 1. 粒飼用については、使用計画数量を販売計画数量に読み替えるものとする。
 2. コーンスターチ用については、製品(コーンスターチ)の使用計画数量を換算率(0.68)で除して得た数量を記載すること。

(別記様式5)

製品の販売（使用）計画数量

氏名又は名称

(単位：トン)

用途区分	販売先（自家使用）		販売（自家使用）計画数量						
	住所	氏名又は名称	21年10月	11月	12月	22年1月	2月	3月	合計

(注) 1. 販売先は主たる販売先以外はその他として一括記載すること。

2. コーンスターチ用にあつては、

(1) 用途区分は、(a)糖化製品 (b)せん維 (c)製紙 (d)段ボール (e)加工でん粉 (f)水産ねり製品 (g)医薬 (h)ビール

(i)グルタミン酸ソーダ (j)その他食用 (k)その他 別に記載すること。

(2) 自家使用にするものについては、販売先欄にその旨を記載すること。

(B) 乾 燥 関 係

機械設備名	乾燥機調査対象仕様					乾燥用加熱装置調査対象仕様					総合処理能力		製造業者	取得年月日	取得額	備考	
	型式	排風機力	排風量	蒸気数量	熱消費量	電消費量	気消費量	直接加熱別	伝熱面積	基数	製品	原料換算					
1. 澱粉乾燥機																	
2. 飼料乾燥機																	
3. 蛋白乾燥機																	
4. 胚芽乾燥機																	

(C) 蒸気・電気関係

型式	能力		基数	総合能力	製造業者	取得年月日	取得額	備考
	圧力	発生量						
蒸気発生設備		発生量						
発電設備	圧力	発電量						
受電設備		受電量						

(D) 公害防止設備関係

	処理方法	処理能力	製造業者	取得年月	取得額	処理後の濃度 (効果)
廃水処理設備						
ばい煙処理設備						
その他						

(注) その他の欄には騒音防止装置、産業廃棄物処理設備等該当があれば記入

(別記様式7)

コーングレリッツ等の主要機械の機能別表

氏名又は名称

機能別 機種	名称	型式	台数	能力 t/1台/時間	摘要	摘要欄の記入方法
原料選別関係						機械の特性、寸法を記入 (同種毎に) 例=ロールミル
脱胚芽-脱皮用						(イ) 2台、複式、目立ロール 直径10×100m/m
風力選別用						(ロ) 2台、単式、滑面ロール 直径9×600m/m 全面積10㎡
胚芽抽出-分級用						
粉砕-破砕用						
篩分け用						
その他						
乾燥用						篩別機 (内訳：出来ればメッシュ毎に記入)

(注) 1. 名称……該当機械のメーカーの呼称又は名称 (下欄にメーカー名を記入)

2. 型式……メーカー呼称型式

3. 能力……一般に、とうもろこしについての公称能力は確立されていないので、メーカーが呼称している穀粒についての能力を記入

(別記様式8)

最終製品の用途別収量

氏名又は名称

工場名 製品名	(A)			(B)			(C)		
	収量	t/時間	同左%	収量	t/時間	同左%	収量	t/時間	同左%
みそ用グリッツ									
ビール用グリッツ									
フラワー									
ミール									
胚芽									
皮									
欠減									
オール挽砕									
計			100			100			100

(注) 用途別(主製品別)の順位に時間当たり収量を記入

(別記様式9)

粗脂肪含有量別生産収率

氏名又は名称

粗脂肪 (無水物として) %	(A)			(B)			(C)		
	収量	t/時間	同左%	収量	t/時間	同左%	収量	t/時間	同左%
0.6 以下									
0.8 "									
1.0 "									
1.2 "									
1.4 "									
1.6 "									
1.8 "									
胚芽皮									
欠減									
オール挽砕									
計			100			100			100

(注) 1. (別記様式8)と同様に(A) (B) ……に対応する数値を記載すること。

2. 計欄は(別記様式8)と一致すること。

(別記様式10)

コーンブレーク・その他菓子用の主要機械の機能別表

氏名又は名称

名称	型式	台数	能力	摘要

- (注) 1. 名称……該当機械メーカーの呼称又は名称 (下欄にメーカー名を記入)
2. 型式……メーカー呼称型式
3. 能力……メーカー呼称能力 (t/1台/時間)
4. 摘要……機械の特性等を記入